

## ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業 食品提供申し込み要項

### 1. 食品提供の対象者

(1) ～ (4) すべてを満たす者を対象とします。

(1) 困窮するひとり親家庭を始めとした、要支援世帯の子ども等（以下「ひとり親家庭等の子ども等」という。）を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等（以下「子ども食堂等」という。）を実施する団体（法人格を有する者の他、任意団体を含む。）

(2) 申請時点において、子ども食堂等を実施しており、次のいずれかの要件を満たす者。

① 子ども食堂等を1年以上実施している活動実績を有していること。

② 子ども食堂等に対する支援活動、子育て支援に関する活動、ひとり親家庭支援に関する活動又は生活困窮者支援に関する活動のいずれかについて1年以上の活動実績を有していること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、申請者の役員等が暴力団員である団体若しくは暴力団員がその経営に実質的に関与している団体でないこと。

(4) 内閣府における停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5) 申請時点において過去1年間に補助金の不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、強迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行いまは偽りの照明を行うことにより、本来受けることができない助成金を受け、又は受けようとするをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正行為には該当しないものとする。）がないこと。

### 2. 提供食品・物品を用いた活動内容

ひとり親家庭等の子ども等を対象とした子ども食堂等を実施する事業で、次を満たす活動に用いることが要件です。

(1) 営利を目的とするものでないこと。

(2) 食事等の提供を行う場合にあっては、食品衛生管理を徹底し、食中毒予防、食物アレルギー、防火等に配慮すること。また、子ども食堂を実施する場合にあっては、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」（平成30年6月28日付厚生労働省子ども家庭局長他連名通知）の「2. 子ども食堂の運営上留意すべき事項」及び「（別添8）子ども食堂における衛生管理のポイント」に留意すること。

(3) 事業計画策定に当たり、ひとり親家庭等の子ども等を主な対象とする計画としていること。

(4) 本事業で寄贈された食品・物品の転売をしないこと。

(5) 事業実施に当たっては、子ども食堂等の実施場所が所在する市区町村に子ども食堂等の開催情報を周知するなど、市区町村と連携できること。

(6) 児童福祉の観点から支援を行うため、本事業の実施を通じて、支援が必要な子どもを把握した場合、当該子どもの継続的な見守り等を行うほか、市区町村が提供する支援につなげることが有効な場合もあることから、市区町村と情報共有の上、市区町村と連携して支援を行うこと。なお、助成対象事業者は、市区町村と連携した内容について、全国食支援活動協力会へ報告を行うこと。

### 3. 寄贈食品・物品について

活動の利用者1人あたり500円程度を目安に食品・物品を寄贈します。  
※お申込みの際に申告いただいた活動予定回数と人数をもとに寄贈します。  
※上限40万円分までが対象です。

**※採択日～3月31日までに週一回以上活動できる方を優先します。**

#### (1) 提供食品・物品内容

購入特設サイトに掲載する複数商品から、当会が定める上限予算内でほしい商品を選んで購入することができます。

※商品イメージ…米類/乳製品加工品/レトルト食品・乾物・瓶詰/冷凍・冷蔵加工品/簡単調理キット/肉・ハム・ソーセージ/魚類・魚加工品（練り物）/飲料/乳製品加工品/パン・麺類/菓子・スイーツ類/粉ミルク・ベビーフード/えんぴつ・ノート・ペンケース/文具セット 等

提供するひとり親家庭等の子ども等の健康や栄養バランスに配慮したもの50商品程度の食品と、学用品・生活必需品を想定。

#### (2) 食品・物品の納品予定日

2月から3月末にかけて複数回に分けて受注商品を取りまとめ配送を行います。所持ポイントが許す範囲、申請団体は複数回に分けて注文手続きをすることが可能です。

※納品予定日は多少前後する場合がございます。

#### (3) 配送先について

原則として配送先住所は申請団体・運営者の拠点や連携団体が保有する保管場所をご指定ください。支援世帯の個別宅への配送はできません。

#### (4) 支援対象となる事業実施期間

食品納品日から令和6年3月31日とします。

### 4. 助成の申込手続

(1) この活動支援事業による食品・物品提供を受けようとする事業者は、事前エントリーサイトに必要事項を記入の上、推薦書を添付して当会にご提出ください。

(2) 申請承認が得られた団体には購入特設サイトのIDを発行します。

(3) 購入サイトへアクセスし、はじめに新規会員登録を行ってください。

(4) ログイン完了後、欲しい商品を所持ポイント内で選んで注文手続きを行います。

### 5. 食品・物品提供の決定

4. の申込書類・注文内容を受理したときは、その内容を確認の上、必要に応じて調査を行った上で、納品手続きを行います。

### 6. 秘密の保持

本事業に従事する者又は従事していた者は、個人情報の管理を徹底するとともに、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはなりません。

### 7. その他

本事業の執行に当たっては、必要に応じて、全国食支援活動協力会と協議の上取り扱いを決定するようにしてください。

## 【推薦書】

**推薦団体**

※活動地域の社会福祉協議会又はや連携機関（自治体／民生児童委員）へ推薦書をご依頼ください。

推薦者	
申請者との関係	
コメント	